

乙第21号証

平成28年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(行ウ)第115号 怠る事実の違法確認等請求事件(住民訴訟)

口頭弁論終結日 平成28年8月22日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生及び野口光浩に関する部分並びに富田建設株式会社を当該行為に係る相手方としてされた損害賠償請求に関する部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用及び参加費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、富田建設株式会社、株式会社三住建設及び株式会社オオヨドコーポレーションに対し、それぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることを確認する。
- 2 被告は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、富田建設株式会社、株式会社三住建設及び株式会社オオヨドコーポレーションに対し、それぞれ2037万円及びこれに対する平成27年5月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、大阪府大東市(以下「大東市」という。)の住民である原告らが、大東市と富田建設株式会社(以下「富田建設」という。)との間で締結された幼稚園改造建築工事(以下「本件工事」という。)の請負契約(以下「本件契約」という。)は、談合に基づいて受注予定者とされた富田建設が、大東市の



実施した一般競争入札（以下「本件入札」という。）に応札して落札したことにより締結されたものであり，大東市は，これにより談合がなければ形成されたであろう代金額と契約代金額との差額に相当する2037万円の損害を被った旨主張して，大東市の執行機関である被告を相手に，地方自治法242条の2第1項3号及び4号に基づき，以下の(1)～(3)を求める住民訴訟の事案である（なお，下記(1)及び(2)の富田建設に関する各請求は選択的併合の関係にあり，また，下記(1)及び(3)の東坂に関する各請求も選択的併合の関係にあると解される。）。

- (1) 本件契約が違法な財務会計上の行為であることを前提に，同項4号に基づき，「当該職員」である市長の東坂浩一（以下「東坂」という。）及び「当該行為に係る相手方」である富田建設に対し，損害賠償金2037万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成27年5月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下，この支払請求に係る請求を「請求1」という。）。
- (2) 大東市は，本件入札に際して談合した富田建設，株式会社三住建設（以下「三住建設」という。）及び被告補助参加人（以下，「補助参加人」といい，上記2社と併せて「富田建設ほか2社」という。）に対し，不法行為による2037万円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず，大東市の執行機関である被告はその行使を違法に怠っていることを前提に，同項3号に基づき，被告が富田建設ほか2社に対してそれぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに（以下，この確認に係る請求を「請求2」という。），同項4号に基づき，「怠る事実に係る相手方」である富田建設ほか2社に対して2037万円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下，この支払請求に係る請求を「請求3」という。）。
- (3) 大東市は，富田建設ほか2社が談合していることを知りながら本件入札



及び本件契約の締結を共同して行った市長の東坂，副市長の西辻勝弘（以下「西辻」という。），総務部長の田中祥生（以下「田中」という。）及び総務部総括次長の野口光浩（以下「野口」といい，上記3名と併せて「東坂ほか3名」という。）に対し，不法行為による2037万円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず，大東市の執行機関である被告はその行使を違法に怠っていることを前提に，同項3号に基づき，被告が東坂ほか3名に対してそれぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに（以下，この確認に係る請求を「請求4」という。），同項4号に基づき，「怠る事実に係る相手方」である東坂ほか3名に対して2037万円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下，この支払請求に係る請求を「請求5」という。）。

2 前提となる事実

以下の事実は，当事者間に争いがないか，後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。

(1) 当事者等

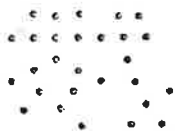
ア 原告らは，いずれも大東市の住民である。

イ 被告は，大東市の執行機関たる市長である。

ウ 東坂は，平成24年5月に大東市長に就任し，現在に至るまでその職にある。東坂は，本件契約当時，市長として本件契約の締結権限を有していた。

エ 西辻，田中及び野口（以下，上記3名を「西辻ほか2名」という。）は，本件入札及び本件契約の当時，それぞれ大東市の副市長，総務部長及び総務部総括次長の職にあった。

オ 富田建設，三住建設及び補助参加人は，いずれも大東市を本店所在地とする建設会社である。なお，三住建設は，東坂の父が設立した建設会社で



あって、かつては東坂自身がその代表取締役を務め、平成24年3月以降は同人の妹がその代表取締役を務めている。

(2) 本件契約

ア 大東市は、平成25年6月25日、大東市北条五丁目所在の北条幼稚園に関する大規模改造建築工事（本件工事）を、予定価格を1億1200万円とする一般競争入札に付した（本件入札）。本件入札には、地方自治法施行令167条の5及び167条の5の2に基づいて、入札に参加する者に必要な資格が定められており、本件入札はいわゆる制限付一般競争入札の形で実施された。（甲1，2，4）

イ 富田建設は、本件入札に1億0900万円で応札して落札し、同年7月2日、大東市との間で請負代金額を1億1445万円（上記応札価格に消費税及び地方消費税〔以下「消費税等」という。〕を加えた価格）とする請負契約（本件契約）を締結した。なお、本件入札に応札したのは、富田建設ほか2社のみであった。（甲1，2）

ウ 大東市は、同年8月2日及び平成26年2月21日、富田建設に対しての上記イの請負代金を支払った。（甲1，2）

(3) 住民監査請求

ア 原告らは、平成27年2月17日、大東市の監査委員に対し、公正な競争を阻害して実施された本件入札及び談合を看過して締結された本件契約により、大東市に損害が生じているなどと主張して、本件入札に際して談合した富田建設ほか2社並びに本件入札及び本件契約の締結を共同して行った東坂その他大東市職員に対して損害賠償金の支払を請求しないことが違法であることの確認を求めるとともに、これらの者に対して損害賠償金の支払を請求することを求める住民監査請求をした（以下「本件監査請求」という。）。（甲1）

イ 大東市の監査委員は、同年3月26日、原告らが主張する談合等の事実



を認めるに足りる証拠はないとして、本件監査請求を棄却し、同日頃、その旨を原告らに通知した。(甲2)

(4) 本件訴訟の提起

原告らは、同年4月21日、本件訴訟を提起した。(顕著な事実)

3 争点及び当事者の主張

本件の主たる争点は、①本件訴えの適法性、具体的には、本件訴えに適法な住民監査請求(以下、単に「監査請求」という。)が前置されているか(争点1)、②富田建設ほか2社による共同不法行為の有無、具体的には、富田建設ほか2社が本件入札に際して談合したか(争点2)、③本件契約が財務会計法規に反して違法か(争点3)、④東坂ほか3名による共同不法行為の有無、具体的には、東坂ほか3名が本件入札において富田建設ほか2社が談合することを可能ないし容易にし、さらに、富田建設ほか2社による談合を知らずながら本件契約を締結したか(争点4)、⑤大東市に生じた損害の有無及びその額(争点5)であり(争点1、2及び5は請求1～5に共通の争点であり、争点3及び4は請求1、4及び5に共通の争点である。)、これらの点に対する当事者及び補助参加人の主張は、以下のとおりである。

(1) 争点1 (本件訴えの適法性〔適法な監査請求前置の有無〕)

(原告らの主張)

本件訴えには適法な監査請求が前置されているから、本件訴えは適法である。

なお、被告は、請求2～5に係る損害賠償請求権は財務会計上の行為たる本件契約が違法とされて初めて発生するものであることを理由に、本件訴えのうち上記各請求に係る部分は適法な監査請求の前置を欠き不適法であると主張する。しかしながら、上記損害賠償請求権は、本件契約が財務会計法規に違反することによって発生するものではなく、富田建設ほか2社及び東坂ほか3名の行為が不法行為法上違法の評価を受けることによって発生するも



のであるから、被告の主張はその前提を欠き失当である。

(被告の主張)

ア 本件訴えのうち請求1に係る部分について

本件訴えのうち請求1に係る部分は、財務会計上の行為たる本件契約を対象とする訴えであるから、前置されるべき監査請求には、監査請求をすることができる期間を定めた地方自治法242条2項本文が適用される。しかるに、本件監査請求は本件契約が締結された日から1年を経過した後に行われた不適法なものであるから、本件訴えのうち請求1に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き不適法である。

イ 本件訴えのうち請求2～5に係る部分について

本件訴えのうち請求2～5に係る部分は、いずれも損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象とする訴えであるが、上記損害賠償請求権は財務会計上の行為たる本件契約が違法とされて初めて発生するものであるから、前置されるべき監査請求には地方自治法242条2項本文が例外的に適用される（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁参照）。しかるに、本件監査請求は本件契約が締結された日から1年を経過した後に行われた不適法なものであるから、本件訴えのうち請求2～5に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き不適法である。

(2) 争点2（富田建設ほか2社による共同不法行為の有無〔談合の有無〕）

(原告らの主張)

ア 富田建設ほか2社は、富田建設を受注予定者とする旨談合して本件入札に応札し、その結果、富田建設は、当該談合がなければ形成されたであろう代金額に比して不当に高い代金額で本件契約を締結することとなり、これにより、大東市は上記各代金額の差額に相当する損害を被った。このような富田建設ほか2社の行為は、大東市に対する共同不法行為に当たるといふべきである。



イ(ア) なお、被告及び補助参加人は、本件入札における談合の事実を否認する。しかしながら、談合が行われた場合、競争原理が働かないことから、応札価格が高止まりし、落札率（落札価格を予定価格で除した割合をいう。以下同じ。）が90%代後半に張り付くことが知られている。そして、本件入札（下記a）及びその後に富田建設ほか2社が関与した3件の入札（下記b～d。以下、併せて「別件入札」という。）をみると、応札価格は予定価格付近で高止まりし（予定価格を超えるものも含まれている。）、落札率（落札者は富田建設ほか2社のいずれかである。）も1件を除き90%代後半に張り付いているから、富田建設ほか2社が恒常的に談合していたことが推認され、ひいては、富田建設ほか2社が本件入札に際しても談合していたことが推認されるというべきである。

a 本件工事に係る入札（本件入札）

入札日 平成25年6月25日

予定価格 1億1200万円

落札者 富田建設

落札価格 1億0900万円（落札率97.3%）

（なお、三住建設は1億0950万円、補助参加人は1億1100万円で応札した。）

b 灰塚配水場ポンプ室築造工事に係る入札

入札日 平成25年10月2日

予定価格 1億4882万円

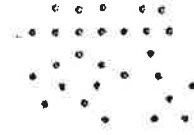
落札者 三住建設

落札価格 1億4135万円（落札率94.9%）

（なお、富田建設は1億4850万円で応札した。）

c 市民会館2階ホール増築他建築工事に係る入札

入札日 平成26年5月22日



予定価格 1億9200万円

落札者 富田建設

落札価格 1億9200万円（落札率100%）

（なお、三住建設及び補助参加人は予定価格を超える価格で応札した。）

d 北条西小学校跡地活用建築工事に係る入札

入札日 平成26年11月14日

予定価格 8億5400万円

落札者 三住建設を含む共同企業体

落札価格 7億5584万5000円（落札率88.5%）

（なお、富田建設及び補助参加人を含む共同企業体は入札を辞退した。）

(イ) また、東坂が大東市長に就任した平成24年5月以降、大東市では本件入札と同種の制限付一般競争入札が本件入札を含めて6回実施されているところ、その全てに富田建設ほか2社が応札し、うち5回について富田建設ほか2社のいずれかが落札している。このように大東市で実施される入札が富田建設ほか2社による寡占状態にあることから、富田建設ほか2社が恒常的に談合をしていたことが推認され、ひいては、富田建設ほか2社が本件入札に際しても談合していたことが推認されるというべきである。

(被告の主張)

富田建設ほか2社が本件入札に際し談合した旨の原告らの主張は全て否認する。このような談合は一切存在しない。

なお、原告らは、談合が行われた場合には応札価格が高止まりし、落札率が90%代後半に張り付くという経験則に基づいて、富田建設ほか2社による談合の事実が推認される旨主張している。しかしながら、近年においては、



東日本大震災に係る復旧・復興事業等の影響で労務費や材料費が高騰したことなどの理由から、入札の予定価格が実勢価格と乖離し、その結果、応札価格が高止まりし、落札率が90%代後半となることもまれではなく、応札価格が予定価格を超え、入札が不調（応札者がいないことをいう。以下同じ。）となるケースも散見されている。このような事情に照らせば、原告らが基礎とする経験則は誤ったものというべきであるから、原告らの主張はその前提を欠き失当である。

（補助参加人の主張）

富田建設ほか2社が本件入札に際し談合した旨の原告らの主張は全て否認する。補助参加人は、営利企業として適切な利益を見込んだ価格と、予定価格である1億1200万円を比較勘案し、応札金額を1億1100万円と決定したのであって、談合に基づいてこれを決定したものではない。

なお、原告らは、富田建設ほか2社による談合を推認させる間接事実として別件入札に関する事情を主張するが、補助参加人は、別件入札においても、下記のとおり適正かつ合理的な理由により、応札の可否や応札価格を決定している。

ア 市民会館2階ホール増築他建築工事について

当該工事が入札に付された平成26年当時は、資材価格が高騰するとともに、型枠工の人材不足等により人件費も高騰しており、当該入札の予定価格は利益を確保することができる価格ではなかった。そのため、補助参加人は、予定価格が安きに失する旨の意見を表明する目的で、予定価格を超える金額で当該入札に応札したのである。

イ 北条西小学校跡地活用建築工事

補助参加人を含む共同企業体は、当該工事に係る入札を辞退しているが、これは、当該工事の責任者となるはずであった補助参加人の従業員が、当該工事開始時期に入院することになったからである。



(3) 争点3 (本件契約が財務会計法規に反して違法か)

(原告らの主張)

本件契約は、富田建設ほか2社による違法な談合に基づいて受注予定者とされた富田建設が本件入札に応札して落札したことにより、当該談合がなければ形成されたであろう代金額に比して不当に高い代金額で締結されたものであるから、地方自治法234条等の財務会計法規に違反する違法なものというべきである。

(被告の主張)

原告らが主張する談合は一切存在しないから、本件契約が財務会計法規に違反する旨の原告らの主張はその前提を欠き失当である。

(4) 争点4 (東坂ほか3名による共同不法行為の有無)

(原告らの主張)

東坂ほか3名は、本件入札に参加する者に必要な資格として、下記アの要件(以下「本件入札資格」という。)を定め、これにより、下記イのとおり、本件入札に参加する者を、富田建設ほか2社を含む大東市内の7社に限定し、富田建設ほか2社が談合することを可能ないし容易にした。その上で、東坂ほか3名は、富田建設の応札価格が談合に基づいて決定された不当に高い価格であることを知りながら、本件契約に係る稟議書に共同して捺印して富田建設との間で本件契約を締結し、大東市に損害を与えたのであるから、東坂ほか3名の上記一連の行為は、大東市に対する共同不法行為に当たるといふべきである。

ア 本件入札資格の内容

本件入札に参加することができる者は、いわゆるジョイントベンチャー(以下「JV」という。)を除き、次に掲げる要件を満たす必要がある。

(ア) 登録の住所(本店)が大東市内の者

経営事項審査結果通知書(審査基準日が平成23年11月26日以降



のもの)の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値(以下、単に「総合評定値」という。)が700点以上であること。

(イ) 登録の住所(支店又は営業所)が大東市内の者
総合評定値が900点以上であること。

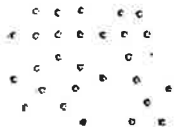
(ウ) 登録の住所が大東市外の者
総合評定値が1200点以上であること。

イ 本件入札資格による参加制限

登録の住所(本店)が大東市内であって総合評定値を有している建設会社は36社存在するが、そのうち本件入札資格を満たす者(総合評定値700点以上〔上記ア(ア)〕)は7社にすぎない(その上位3社が富田建設ほか2社である。)。一方、登録の住所(支店又は営業所)が大東市内の建設会社及び登録の住所が大東市外の建設会社については、本件入札資格として極めて高い総合評定値が設定されているため(前者については900点以上〔上記ア(イ)〕、後者については1200点以上〔上記ア(ウ)〕)、本件入札に参加できるのは一部上場企業等に限られることになるが、このような建設会社が本件入札に応札することはそもそも考え難い。そのため、本件入札資格が定められたことによって、本件入札に応札することができる者は、実質的に大東市を本店所在地とする上記7社に限定されることになる。

(被告の主張)

ア 原告らは、東坂ほか3名は、本件入札資格を定めることにより、本件入札に参加する者を富田建設ほか2社を含む大東市内の7社に限定し、よって、富田建設ほか2社が談合することを可能ないし容易にした旨主張する。しかしながら、本件入札資格は、地方自治法施行令167条の5及び167条の5の2に基づいて適法に定められたものであって、これを満たす企業は大東市外に96社も存在するのであるから、本件入札資格によって富



田建設ほか2社が談合することが可能ないし容易となるものではない（原告らは大東市外の企業が本件入札に応札することは考え難いと主張するが、その具体的な根拠は何ら示されていない。）。したがって、原告らの主張は失当である。

イ また、原告らは、東坂ほか3名が、富田建設が談合に基づいて決定された価格で応札してきていることを知りながら、本件契約に係る稟議書に共同して捺印した旨主張するが、本件入札に際し富田建設ほか2社が談合した事実がないことは、前記(2)（被告の主張）のとおりであるから、原告らの主張はその前提を欠き失当である。

(5) 争点5（大東市に生じた損害の有無及びその額）

（原告らの主張）

本件入札に際し、富田建設ほか2社が談合しなければ、競争原理が働き、本件入札の落札額は少なくとも予定価格の8割の金額に収まったと考えられる。そうすると、大東市は、本件契約が財務会計法規に反し違法であること（前記(3)〔原告らの主張〕）、富田建設ほか2社の共同不法行為（前記(2)〔原告らの主張〕）又は東坂ほか3名の共同不法行為（前記(4)〔原告らの主張〕）によって、以下のとおり、本件契約の請負代金額と予定価格の8割の金額との差額である2037万円の損害を被ったというべきである。

ア 本件契約の請負代金額（1億1445万円）

本件契約の請負代金額は1億1445万円（消費税等を含む。）である。

イ 予定価格の8割の金額（9408万円）

$$1億1200万円（予定価格） \times 0.8（8割） \times 1.05（消費税等） \\ = 9408万円$$

ウ 大東市に生じた損害の額（2037万円）

$$1億1445万円（本件契約の請負代金額） - 9408万円（予定価格の8割の金額） = 2037万円$$



(被告の主張)

上記(原告らの主張)は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件訴えの適法性〔適法な監査請求前置の有無〕)について

(1) 本件訴えのうち請求1に係る部分について

本件訴えのうち請求1に係る部分は、本件契約が違法であることを前提に、「当該職員」である東坂及び「当該行為に係る相手方」である富田建設に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えである。そして、本件監査請求は、請求1に対応する財務会計上の行為、すなわち、本件契約をその対象に含んでいると解される。

ところで、地方自治法242条2項は、同条1項に規定された「契約の締結」その他の財務会計上の行為に係る監査請求は、正当な理由があるときを除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない旨規定する。そして、本件契約が締結されたのは平成25年7月2日であるところ(前記前提となる事実(2)イ)、本件監査請求がされたのは本件契約が締結された日から1年経過後の平成27年2月17日であり(前記前提となる事実(3)ア)、上記正当な理由の存在をうかがわせる事情も特段認められないのであるから、本件監査請求のうち請求1に対応する部分は、同条2項の規定する期間を徒過してされた不適法なものというべきである。

したがって、本件訴えのうち請求1に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠く不適法なものであるから、却下を免れない。

(2) 本件訴えのうち請求2～5に係る部分について

ア 上記(1)のとおり、地方自治法242条2項は、同条1項に規定された監査請求の対象事項のうち財務会計上の行為については、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求を行うことができない



いものと規定しているが、一方、監査請求の対象事項のうち怠る事実については、このような期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りは期間制限なく監査請求をすることができるものと解される。もっとも、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がされた場合には、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ監査を遂げることができないという関係にあり、上記監査請求は当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないから、これについて上記の期間制限が及ばないとすれば、同条2項が期間制限を設けた趣旨を没却することとなる。したがって、このような場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同項の規定を適用すべきものである（前掲最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決参照）。

しかしながら、怠る事実については期間制限がないのが原則であることに鑑みれば、監査委員が怠る事実の監査をするに当たり、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にない場合には、これをしなければならない場合と異なり、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないものではないから、同条2項が期間制限を設けた趣旨を没却するものとはいえず、これに同項の規定を適用すべきものではない（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）。ただし、特定の財務会計行為が行われた場合において、これにつき権限を有する職員又はその前任者が行った準備行為、あるいは、これらの職員の補助職員が行った補助行為は、いずれも財務会計上の行為と一体としてとらえられるべきものであり、準備行為又は補助行為の違法が財務会計上の行為の違法を構成する関係にあるときは、準備行為又は補



助行為が違法であるとし、これに基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた監査請求は、実質的には財務会計上の行為を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにほかならないと解されるから、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として同項の規定を適用すべきである(最高裁平成14年10月3日第一小法廷判決・民集56巻8号1611頁参照)。

イ 本件訴えのうち請求2及び3に係る部分について

本件訴えのうち請求2及び3に係る部分は、被告が富田建設ほか2社に対する損害賠償請求権の行使を違法に怠っていることを前提に、当該怠る事実が違法であることの確認と、「怠る事実に係る相手方」である富田建設ほか2社に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えである。

そして、証拠(甲1, 2)によれば、本件監査請求は、請求2及び3に対応する怠る事実、すなわち、富田建設ほか2社が、富田建設を受注予定者とする旨談合して本件入札に応札し、その結果、富田建設が、当該談合がなければ形成されたであろう代金額に比して不当に高い代金額で本件契約を締結することとなり、これにより、大東市に上記各代金額の差額に相当する損害を与えたことを内容とする共同不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実をその対象に含んでいると解される。そうであるところ、上記怠る事実について監査を遂げるためには、監査委員は、大東市が富田建設と本件契約を締結したことや、その代金額が不当に高いものであったか否かを検討せざるを得ないのであるが、本件契約の締結やその代金額の決定が財務会計法規に違反する違法なものであったとされて初めて大東市の富田建設ほか2社に対する損害賠償請求権が発生するものではなく、富田建設ほか2社の談合及びこれに基づく応札並びに大東市との本件契約の締結が不法行為法上違法の評価を受けるものであること、これにより大東市に損害が発生したことなどを確定しさえすれば足りるものであるから、



上記怠る事実を対象としてされた本件監査請求は、本件契約の締結を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないものではない。そうすると、上記監査請求について地方自治法242条2項の規定の適用がないものと認めても、同項が期間制限を設けた趣旨が没却されるものではないから、上記監査請求に同項の規定は適用されないものと解するのが相当である。

したがって、本件監査請求のうち上記怠る事実を対象とする部分は適法というべきであるから、本件訴えのうち請求2及び3に係る部分は、適法な監査請求が前置された適法なものである。

ウ 本件訴えのうち請求4及び5に係る部分について

本件訴えのうち請求4及び5に係る部分は、被告が東坂ほか3名に対する損害賠償請求権の行使を違法に怠っていることを前提に、当該怠る事実が違法であることの確認と、「怠る事実に係る相手方」である東坂ほか3名に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えである。

そして、証拠（甲1，2）によれば、本件監査請求は、請求4及び5に対応する怠る事実、すなわち、東坂ほか3名が、本件入札資格を定めることによって富田建設ほか2社の談合を可能ないし容易にし、その上で、富田建設の応札価格が談合に基づいて決定された不当に高い価格であることを知りながら、本件契約に係る稟議書に共同して捺印して富田建設との間で本件契約を締結したことを内容とする共同不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実をその対象に含んでいると解される。

(ア) 東坂について

東坂は、本件入札及び本件契約の当時、本件契約の締結権限を有する大東市の市長の職にあったところ（前記前提となる事実(1)ウ）、原告らが主張する上記共同不法行為において東坂が行ったのは、財務会計上の行為たる本件契約の締結と、その準備行為として本件契約と一体として



とらえるべき本件入札に関する行為である（入札は契約締結の手段である〔地方自治法234条1項参照〕）。そして、本件契約の準備行為としてされた本件入札に関する行為の違法は、本件契約の締結の違法を構成する関係にあると考えられるから、東坂の行為に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた本件監査請求は、実質的には財務会計上の行為たる本件契約の締結を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにはほかならないと解される。したがって、上記監査請求については、本件契約の締結行為のあった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

(イ) 西辻ほか2名について

西辻ほか2名は、いずれも職制上本件契約の締結権限を有する市長を補助する職員であるところ（地方自治法158条1項、161条1項、167条1項、172条1項、乙5、6）、原告らが主張する上記共同不法行為において西辻ほか2名が行ったのは、本件契約の締結の補助行為と評価すべき稟議書の決裁と、本件契約の準備行為として本件契約と一体としてとらえるべき本件入札に関する行為である。そして、本件契約の補助行為としてされた稟議書の決裁と、本件契約の準備行為としてされた本件入札に関する行為は、いずれも本件契約の締結の違法を構成する関係にあると考えられるから、西辻ほか2名の行為に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた本件監査請求は、実質的には財務会計上の行為たる本件契約の締結を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにはほかならないと解される。したがって、上記監査請求については、本件契約の締結行為のあった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

(ウ) 小括

以上によれば、本件監査請求のうち請求4及び5に対応する部分につ



いては、本件契約の締結行為のあった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用することになる。そして、前記(1)のとおり、本件契約が締結されたのは平成25年7月2日であるところ、本件監査請求がされたのは本件契約が締結された日から1年経過後の平成27年2月17日であり、この点につき正当な理由の存在をうかがわせる事情も特段認められないのであるから、本件監査請求のうち請求4及び5に対応する部分は、同項の規定する期間を徒過してされた不適法なものというべきである。

したがって、本件訴えのうち請求4及び5に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠く不適法なものであるから、却下を免れない。

2 争点2 (富田建設ほか2社による共同不法行為の有無〔談合の有無〕)について

(1) 認定事実

前記前提となる事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 本件入札の経緯等

(ア) 大東市は、平成25年6月25日、本件工事を、予定価格を1億1200万円、最低制限価格を8332万1000円とする一般競争入札に付した(本件入札)。本件工事の予定価格は、あらかじめ公示されていた。また、本件入札は、いわゆる制限付一般競争入札の形で実施することとされており、JVを除き、入札に参加するためには以下の要件(本件入札資格)を満たす必要があった。なお、本件入札当時、本件入札要件を満たす建設会社は、大東市内に4社(富田建設ほか2社を含む)、大東市外に96社存在していた。(甲4, 乙16)

a 登録の住所(本店)が大東市内の者(以下「市内の会社」という。)総合評定値が700点以上であること。



b 登録の住所（支店又は営業所）が大東市内の者
総合評定値が900点以上であること。

c 登録の住所が大東市外の者
総合評定値が1200点以上であること。

(イ) 富田建設ほか2社は、それぞれ本件入札に応札し（応札価格は、富田建設1億0900万円、三住建設1億0950万円、補助参加人1億1100万円であった。）、最低価格で応札した富田建設が、同年7月2日、大東市との間で請負代金額を1億1445万円（上記応札価格に消費税等を加えた価格）とする本件契約を締結した。なお、本件入札に応札したのは富田建設ほか2社のみであり、本件入札の落札率は97.3%であった。（甲1，2）

(ウ) 大東市は、富田建設に対し、同年8月2日、本件契約の請負代金のうち4570万円を工事前払金として支払い、さらに、本件工事完成後の平成26年2月21日、残代金である6875万円を工事竣工払金として支払った。（甲1，2）

イ 大東市における近時の入札状況

平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された予定価格5000万円以上の入札のうち、制限付一般競争入札の形で行われたものは、本件入札を除いて下記(ア)～(セ)の14件であった。なお、下記(ア)～(カ)は東坂が大東市長に就任する以前に行われた入札であり、下記(キ)～(セ)は就任後に行われた入札である。また、下記(ア)～(セ)の落札者に引き続き括弧書きに記載されているのは、落札者の平成27年10月末日現在の総合評定値及びその順位（市内の会社については市内の順位と全体の順位）である。（甲5の2，6）

(ア) 氷野小学校校舎大規模改造建築工事に係る入札

入札日 平成22年5月18日



落札価格 3億1600万円（落札率71.6%）
 落札者 大木建設株式会社（1237点，85位）
 参加者数 11社

(イ) 南郷中学校校舎大規模改造建築工事に係る入札

入札日 平成22年8月3日
 落札価格 9134万円（落札率66.6%）
 落札者 株式会社松村組（1443点，52位）
 参加者数 6社（三住建設，補助参加人を含む。）

(ウ) (仮称) 四条小学校跡地活用建築工事に係る入札

入札日 平成22年11月9日
 落札価格 3億4700万円（落札率60.1%）
 落札者 株式会社イチケン（1503点，46位）
 参加者数 15社

(エ) 四条中学校大規模改造建築工事に係る入札

入札日 平成23年5月17日
 落札価格 3億9500万円（落札率71.7%）
 落札者 東海興業株式会社（総合評定値なし）
 参加者数 8社

(オ) 北条小学校老朽改修建築工事に係る入札

入札日 平成23年5月17日
 落札価格 2億1100万円（落札率63.9%）
 落札者 株式会社柄谷工務店（1310点，74位）
 参加者数 4社（三住建設を含む。）

(カ) 四条北小学校大規模改造建築工事に係る入札

入札日 平成23年5月17日
 落札価格 2億0700万円（落札率69.7%）



- 落札者 三住建設（869点，市内3位・全体178位）
 参加者数 3社（三住建設を含む。）
- (キ) 灰塚配水場ポンプ室築造工事に係る入札
 入札日 平成25年10月2日
 予定価格 1億4882万円
 落札価格 1億4135万円（落札率94.9%）
 落札者 三住建設（869点，市内3位・全体178位）
 参加者数 4社（全て市内の会社であり，富田建設〔応札価格1億4850万円〕及び三住建設を含む。）
- (ク) 市民会館2階ホール増築他建築工事に係る入札
 入札日 平成26年5月22日
 予定価格 1億9200万円
 落札価格 1億9200万円（落札率100%）
 落札者 富田建設（928点，市内2位・全体157位）
 参加者数 富田建設ほか2社（三住建設及び補助参加人は予定価格を超える価格で応札している。）
- (ケ) 北条西小学校跡地活用建築工事に係る入札
 入札日 平成26年11月14日
 予定価格 8億5400万円
 落札価格 7億5584万5000円（落札率88.5%）
 落札者 三住建設（869点，市内3位・全体178位）及び野村建設工業株式会社（1201点，全体96位）によるJV
 参加者数 4JV（三住建設及び野村建設工業株式会社によるJV，富田建設及び補助参加人によるJV〔最終的には入札を辞退した。〕を含む。）



(ロ) 四条北小学校プール改築等建築工事に係る入札

入札日 平成27年7月30日

落札価格 1億3000万円 (落札率99.8%)

落札者 亀井エンジニアリング株式会社 (706点, 市内7位・
全体218位)

参加者数 4社 (全て市内の会社であり, 富田建設を含む。)

(ハ) 氷野小学校屋内運動場改修等建築工事に係る入札

入札日 平成27年10月22日

落札価格 1億2600万円 (落札率94.0%)

落札者 富田建設 (928点, 市内2位・全体157位)

参加者数 6社 (富田建設及び補助参加人を含む。)

(ニ) 泉小学校屋内運動場改修等建築工事に係る入札

入札日 平成27年10月22日

落札価格 1億2300万円 (落札率93.8%)

落札者 補助参加人 (1106点, 市内1位・全体117位)

参加者数 4社 (補助参加人を含む。)

(フ) 諸福小学校屋内運動場改修等建築工事に係る入札

入札日 平成27年10月22日

落札価格 1億1998万円 (落札率96.7%)

落札者 株式会社新田工務店 (737点, 市内5位・全体210
位)

参加者数 3社

(セ) 谷川中学校屋内運動場改修等建築工事に係る入札

入札日 平成27年11月17日

落札価格 8340万円 (落札率84.7%)

落札者 株式会社中塚工務所 (844点, 187位)



参加者数 4社

(2) 検討

ア 原告らは、富田建設ほか2社が本件入札に際して富田建設を受注予定者とする旨談合したと主張する。上記事実を証明する直接証拠は存しないところ、原告らは、本件入札及び別件入札の落札率が90%代後半に張り付いていること、また、平成24年5月以降に実施された制限付一般競争入札の全てに富田建設ほか2社が応札し、うち5回について富田建設ほか2社のいずれかが落札していること等の事情からすれば、富田建設ほか2社が恒常的に談合していたことが推認され、ひいては、富田建設ほか2社が本件入札に際しても談合していたことが推認されると主張する。そこで、本件入札及び別件入札を含む大東市が近時に実施した制限付一般競争入札を概観し、その落札率や落札状況から富田建設ほか2社による恒常的な談合の事実が推認できるかを検討する。

イ(ア) まず、平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された制限付一般競争入札の落札率をみると、平成23年以前に実施された6件についてはいずれも80%以下であるのに対し(前記認定事実(1)イ(ア)~(カ))、平成25年以降に実施された9件(本件入札及び別件入札を含む。なお、平成24年中は制限付一般競争入札が実施されていない。)については90%を超えるものがほとんどであって(前記認定事実(1)ア、イ(キ)~(セ))、落札率は平成25年頃を境に顕著な高止まり傾向を示している。そして、このような落札率の高止まりは、恒常的な談合の存在をうかがわせる一事情となり得ると考えられる(甲7)。しかしながら、証拠(乙1~3、4の1~4、9~12)によれば、平成25年頃以降、実勢価格に即して設定された予定価格が、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の影響で人件費や資材価格が急騰したことによって、入札実施までの間に実勢価格を下回り、入札が不調ないし不落



(全ての応札価格が予定価格を超過することをいう。以下同じ。)に終わる事態が生じるようになったこと、また、平成26年に入り、大東市の近隣市を含む近畿圏でも入札の不調ないし不落が相次ぐようになったことが認められる。そうすると、大東市における平成25年度以降の落札率の高止まりは、上記のような人件費及び資材価格の高騰が原因で生じたものであることが否定できないから、上記落札率の高止まりの事実のみをもって、富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を推認することはできない。

なお、原告らは、平成26年11月18日に実施された北条西小学校跡地活用機械設備工事に係る入札の落札率が75.3%であったことと比較すると、平成25年以降に実施された制限付一般競争入札の落札率は不自然に高いから、上記制限付一般競争入札については恒常的な談合の存在がうかがわれる旨主張する。しかしながら、上記工事に係る落札率が75.3%であることを認めるに足りる証拠はなく、仮にこれが認められたとしても、上記工事は建築工事ではなく機械設備工事に係るものである上、上記工事に係る入札は制限付一般競争入札ではなく指名競争入札の形式で実施されたことがうかがわれるから、両者の落札率を単純に比較することは相当でなく、平成25年以降に実施された制限付一般競争入札の落札率が不自然に高いと直ちに認めることはできない。

(イ) 次に、平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された制限付一般競争入札の落札状況をみると、市内の会社が単独で落札した件数は、平成23年以前に実施された6件についてはうち1件にとどまっているが(前記認定事実(1)イ(ア)~(カ)。なお、同(エ)の落札者の本店所在地は証拠上明らかではない。)、平成25年以降に実施された8件についてはうち7件と大幅に増加している(前記認定事実(1)ア、イ(キ)、(ク)、(コ)~(セ))。このような市内の会社が落札する割合の



増加は、一見すると、市内の会社による恒常的な談合、特に、上記7件のうち5件を落札した富田建設ほか2社による談合の存在を疑わせるものであるが、上記割合の変化は、大東市外に本店を有する建設会社（以下「市外の会社」という。）の応札が減少したことによるものと考えられるから（平成23年以前に実施された6件については、市外の会社がその全てに応札しているのに対し、平成25年以降に実施された8件については、市外の会社が応札したのは半数の4件にとどまっている。甲5の2、6。）、上記割合の変化から、富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を推認することはできない（なお、平成25年以降に市外の会社による応札が減少したのは、入札の参加要件が市内の会社に有利に定められるようになったからであると推察されるが、本件入札以外の入札の参加要件は証拠上明らかではなく、仮にこれらが市内の会社に有利なものであったとしても、このことが富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を直ちに推認させるものではない。）。

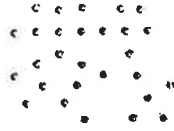
(ウ) さらに、平成25年以降に市内の会社が単独で落札した上記7件の入札の内訳をみると、富田建設（市内2位）が落札したものが3件、補助参加人（市内1位）、三住建設（市内3位）、株式会社新田工務店（市内5位）及び亀井エンジニアリング株式会社（市内7位）が落札したものが各1件となっており、富田建設ほか2社で上記7件のうち5件を占めているが（前記認定事実(1)ア、イ(キ)～(セ)）、富田建設ほか2社は、大東市における平成27年10月末日現在の総合評定値の上位3社であるから（甲5の2）、予定価格5000万円を超える規模の入札において、その受注の大半を占めていたとしても直ちに不自然とはいえず、かかる事実をもって富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を推認することはできない。

ウ なお、原告らは、市民会館2階ホール増築他建築工事に係る入札におい



て、三住建設及び補助参加人が予定価格を超える価格で応札し、予定価格と一致する価格で応札した富田建設が落札者となったこと（前記認定事実(1)イ(ク)）について、富田建設ほか2社のこのような応札態度は極めて不自然であって、談合に基づくものであると考えなければ説明が付かず、かかる事情は、富田建設ほか2社による恒常的な談合の事実を推認させるものである旨主張する。しかしながら、前記イ(ア)のとおり、当該入札が実施された当時は、入札の不調ないし不落が相次ぐ状況にあったのだから、富田建設ほか2社が予定価格を超える価格やこれと一致する価格で応札したことは、それ自体特段不自然なことではない。この点につき、原告らは、補助参加人は大東市が同時期に実施した制限付一般競争入札において予定価格を超える価格で応札したことはないから、市民会館2階ホール増築他建築工事における補助参加人の応札態度は不自然である旨主張するが、補助参加人は同時期に他の地方公共団体が実施した入札において予定価格を超える価格で応札しているのだから（丙1）、参加人の上記応札態度が不自然なものとして直ちにいうことはできない。したがって、富田建設ほか2社の上記応札態度から、富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を推認することはできない。

エ 以上検討したとおり、大東市が近時に実施した制限付一般競争入札の落札率や落札状況等からは、富田建設ほか2社による恒常的な談合の存在を推認することはできず、その他に、富田建設ほか2社が本件入札において談合したことをうかがわせる事情はないから、富田建設ほか2社が本件入札に際して談合したと認めることはできない。したがって、富田建設ほか2社の談合行為が大東市に対する共同不法行為に当たることを前提に、被告が富田建設ほか2社に対してそれぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることの確認を求める請求2並びに富田建設ほか2社に対して2037万円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することを求



める請求3は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件訴えのうち、請求1、4及び5に関する部分、すなわち、東坂ほか3名に関する部分並びに富田建設を当該行為に係る相手方としてされた損害賠償請求に関する部分は、不適法であるからこれを却下し、原告らのその余の請求は、理由がないからこれらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西 田 隆 裕

裁判官 中 山 知

裁判官 松 原 平 学



(別紙)

当 事 者 目 録

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

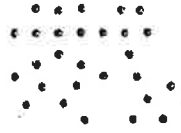
原	告	光	城	敏	雄
同 所					
原	告	光	城	鈴	代
同 所					
原	告	光	城	民	雄
同 所					
原	告	光	城	涼	子
同 所					
原	告	光	城	暢	央
上記5名訴訟代理人弁護士		井	上	善	雄
同		辻		公	雄
同		豊	島	達	哉
同		西	川	満	喜

大阪府大東市谷川一丁目1番1号

被	告	大	東	市	長
		東	坂	浩	一
同訴訟代理人弁護士		俵		正	市
同		寺	内	則	雄

大阪府大東市浜町8番22号

被告補助参加人	株式会社オオヨドコーポレーション
同代表者代表取締役	淀 雅 和
同訴訟代理人弁護士	谷 村 和 治



同
同
同

飯
石
谷

島
田
村

敬
登
慎

良

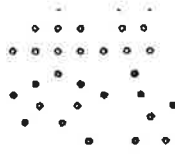
子
夫
哉

これは正本である。

平成28年10月21日

大阪地方裁判所 第2民事部

裁判所書記官 上垣英彦



乙第22号証

平成29年4月14日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(行コ)第320号 怠る事実の違法確認等請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成27年(行ウ)第115号)

口頭弁論終結日 平成29年2月15日

判 決

大阪府大東市泉町2丁目7番18号

控 訴 人	光 城 敏 雄
同所	
控 訴 人	光 城 民 雄
同訴訟代理人弁護士	西 川 満 喜
同	豊 島 達 哉
同	井 上 善 雄
同	辻 公 雄

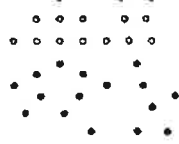
大阪府大東市谷川1丁目1番1号

被 控 訴 人	大東市長
	東 坂 浩 一
同訴訟代理人弁護士	寺 内 則 雄
同	俵 正 市

大阪府大東市浜町8番22号

被控訴人補助参加人	株式会社オオヨドコーポレーション
同代表者代表取締役	淀 雅 和
同訴訟代理人弁護士	飯 島 敬 子
同	谷 村 和 治
同	谷 村 慎 哉
同	石 田 登 良 夫

主 文



- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用及び当審における参加費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

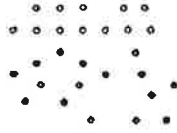
第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、富田建設株式会社、株式会社三住建設及び株式会社オオヨドコーポレーションに対し、それぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることを確認する。
- 3 被控訴人は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、富田建設株式会社、株式会社三住建設及び株式会社オオヨドコーポレーションに対し、それぞれ2037万円及びこれに対する平成27年5月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本判決で用いる略語は原判決の例による。

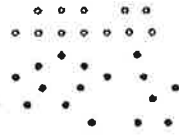
- 1 本件は、大東市の住民である控訴人らが、大東市と富田建設との間で締結された幼稚園改造建築工事（本件工事）の請負契約（本件契約）は、談合に基づいて受注予定者とされた富田建設が、大東市の実施した一般競争入札（本件入札）に応札して落札したことにより締結されたものであり、大東市は、談合がなければ形成されたであろう代金額と契約代金額との差額に相当する2037万円の損害を被った旨主張して、大東市の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項3号及び4号に基づき、次の(1)ないし(3)のとおり請求した事案である（下記(1)及び(2)の富田建設に関する各請求は選択的併合の関係にあり、下記(1)及び(3)の東坂に関する各請求も選択的併合の関係にあると解される。）。
- (1) 本件契約が違法な財務会計上の行為であることを前提に、同項4号に基づき、「当該職員」である大東市長の東坂及び「当該行為に係る相手方」であ



る富田建設に対し、損害賠償金2037万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成27年5月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下、この支払請求に係る請求を「請求1」という。）。

(2) 大東市は、本件入札に際して談合した富田建設、三住建設及び被控訴人補助参加人（以下「補助参加人」といい、上記2社と併わせて「富田建設ほか2社」という。）に対し、不法行為による2037万円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、大東市の執行機関である被控訴人がその行使を違法に怠っていることを前提に、同項3号に基づき、被控訴人が富田建設ほか2社に対してそれぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに（以下、この確認に係る請求を「請求2」という。）、同項4号に基づき、「怠る事実に係る相手方」である富田建設ほか2社に対して2037万円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下、この支払請求に係る請求を「請求3」という。）。

(3) 大東市は、富田建設ほか2社が談合していることを知りながら本件入札及び本件契約の締結を共同して行った大東市長の東坂、副市長の西辻、総務部長の田中、総務部総括次長の野口（以下、上記3名と併わせて「東坂ほか3名」という。）に対し、不法行為による2037万円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、大東市の執行機関である被控訴人がその行使を違法に怠っていることを前提に、同項3号に基づき、被控訴人が東坂ほか3名に対してそれぞれ2037万円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに（以下、この確認に係る請求を「請求4」という。）、同項4号に基づき、「怠る事実に係る相手方」である東坂ほか3名に対して2037万円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること（以下、この支払請求に係る請求



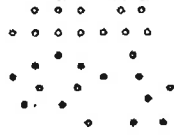
を「請求5」という。)

原判決は、本件訴えのうち、請求1, 4, 5に係る部分をいずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人らがこれを不服として控訴をした。

2 本件の前提となる事実、争点及び当事者の主張は、次項で当審における控訴人らの主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2, 3（原判決3頁13行目から13頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人らの主張

- (1) 契約当事者は、契約締結後も契約に基づく債務の履行中に契約締結に当たっての違法を修正することが可能であるから、契約締結の違法性が治癒しないことが確定するのは契約に基づく債務がすべて履行されたときである。したがって、請求1, 4, 5については、富田建設に対する請負報酬の支払を終えた平成26年2月21日を基準として地方自治法242条2項本文の規定を適用すべきである。そうすると、上記各請求に係る訴えは適法な監査請求が前置された適法な訴えである。
- (2) また、請求4, 5に係る損害賠償請求権は、本件契約の締結やその代金額の決定が財務会計法規に違反する違法なものであったとされて初めて発生するものではない。したがって、請求4, 5に係る監査請求については、地方自治法242条2項本文の規定の適用はない。そうすると、上記各請求に係る訴えは適法な監査請求が前置された適法な訴えである。
- (3) 大東市が事後審査型制限付一般競争入札の制度を採用することにより談合が容易な状況が存在していること、三住建設と東坂及びその親族との関係（原判決第2の「2 前提となる事実」(1)オ）、大東市においては、平成24年以降の落札率は9.0%を超えるものがほとんどであること、東坂の大東市長就任後の事後審査型制限一般競争入札における応札及び落札の状況（原



判決第2の3(2) (原告らの主張) のイの(イ) を斟酌すれば、本件入札につき、富田建設ほか2社の談合の事実が推認できる。

なお、被控訴人が落札率の上昇傾向を示す資料として提出する証拠(乙1ないし4, 9)は平成26年以降のものがほとんどであるから、平成24年以降の落札率が高止まりであることを説明できない。

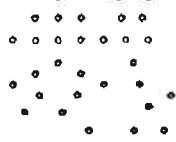
第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件訴えのうち、請求1, 4, 5に係る部分はいずれも不適法であり、請求2, 3はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次項で当審における控訴人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3 (原判決13頁4行目から27頁2行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人らの主張に対する判断

(1) 控訴人らは、請求1, 4, 5については、富田建設に対する請負報酬の支払を終えた平成26年2月21日を基準として地方自治法242条2項本文の規定を適用すれば、本件監査請求は同項の期間を徒過したことはないから、上記各請求に係る訴えは適法であると主張する。

しかし、本件監査請求のうち請求1に係る部分は、一時的行為である本件契約の締結を対象とするものであるから、本件契約締結日である平成25年7月2日を基準として地方自治法242条2項本文の規定を適用すべきであることは原判決を引用して説示したとおりである。また、本件監査請求のうち請求4, 5に係る部分は、実質的には、東坂ほか3名の行為につき、いずれも財務会計上の行為である本件契約締結の違法を主張してその是正を求めるものであるから、上記監査請求についても本件契約締結日である平成25年7月2日を基準として地方自治法242条2項本文の規定を適用すべきであることは原判決を引用して説示したとおりである。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

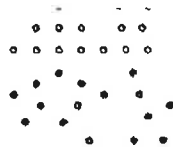


(2) また、控訴人らは、請求4、5に係る損害賠償請求権は、本件契約の締結やその代金額の決定が財務会計法規に違反する違法なものであったとされて初めて発生するものではないから、本件監査請求のうち、請求4、5に係る監査請求については地方自治法242条2項本文の規定の適用はないとして、上記各請求に係る訴えは適法であると主張する。

しかし、本件監査請求のうち請求4、5に係るが部分が実質的に財務会計上の行為である本件契約締結の違法性を主張するものであることは原判決を引用して説示したとおりであるから、地方自治法242条2項本文による期間の制限を受けることなく請求4、5に係る財務会計上の行為の違法是正等を求め得るとすれば、法が監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるというべきである。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

(3) 控訴人らは、本件入札につき、富田建設ほか2社の談合の事実が推認できると主張する。しかし、控訴人ら主張の各事情を考慮しても、控訴人ら主張の談合の事実が認められないことは、原判決を引用して説示したとおりである。

なお、控訴人らは、被控訴人が落札率の上昇傾向を示す資料として提出する証拠（乙1ないし4、9）によっては平成24年以降の落札率が高止まりであることを説明できないと主張する。しかし、大阪府では東日本大震災の後、平成24年ころから入札が不調・不落になる割合が増大し（乙3）、平成25年12月の閣議決定においては、建設産業の現場の人手不足感の高まりが指摘されているのであるから（乙10）、建設業界においては平成24年ころから施工費用が高騰し、入札の予定価格に比べて応札価格が上昇傾向にあって、平成24年以降の落札率が高止まりしているという説明も十分可能である。また、控訴人らは、上記のような落札率の上昇のほか、大東市では富田建設ほか2社が大部分の工事を落札していることを恒常的に談合がされていることの根拠とするが、これだけでは個別具体的な入札における談合



の事実を推認することは困難である。

したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

- 3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 松 田 亨

裁判官 田 中 義 則

裁判官 檜 皮 高 弘

〒542-0001 大阪府大阪市中央区



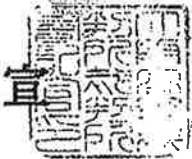
COPY COPY

これは正本である。

平成 29 年 4 月 14 日

大阪高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 渡部好宣



COPY COPY

大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱

○大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱

平成9年5月1日

要綱第9号

大東市条件付き一般競争入札制度に関する要綱(平成6年4月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、大東市が発注する建設工事の請負契約に係る事後審査型制限付一般競争入札制度(以下「本制度」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 本制度の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が100,000,000円以上の土木工事および建築工事とする。

(審査会)

第3条 次に掲げる事務を所掌するため、大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 対象工事の入札参加資格に関すること。
 - (2) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。
- 2 審査会の委員は、次の各号に掲げる職にあるものを充てる。
- (1) 副市長
 - (2) 政策推進部長、総務部長、街づくり部長、水道部長および街づくり部総括次長
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が指名する者
- 3 審査会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議の議長となり会議を掌理する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する部長がその職務を代理する。
- 6 委員長は、特に必要があると認められるときは、第2項に掲げる職員のほか臨時に委員を置くことができる。
- 7 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 8 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(入札参加資格)

第4条 対象工事のうち、予定価格が200,000,000円未満のものについては、地域要件(本市内に本店のある者を要件とすることをいう。以下この項において同じ。)を入札参加資格とするものとする。この場合において、入札参加者が少ないと見込まれると審査会が認めるときは、競争性および公正性の確保のため、本市内に支店(営業所等を含む。)がある者を地域要件を満たすものとみなすことができる。

2 対象工事のうち、予定価格が200,000,000円未満のもの施工に際し特殊な技術等が必要と審査会が認めるときは、前項の規定は適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、入札参加資格は、対象工事ごとに次に掲げる事項を考慮して、審査会が定める。

- (1) 経営事項審査結果による総合評定値
- (2) 対象工事についての経験および技術的適性
- (3) 入札に参加できる者の事業所の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象工事について必要な事項等

(入札参加の申請等の手続)

第5条 入札に参加しようとする者は、公告で定める申請期限日までに事後審査型制限付一般競争入札参加申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、入札参加者を決定し、事後審査型制限付一般競争入札参加申請確認通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。ただし、入札参加を認めなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

(入札に参加できない者)

第6条 次に掲げる者は、対象工事の入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 申請期限日から入札の日までの間において、大東市建設工事等指名停止要綱(平成9年要綱第13号)に基づく指名停止中の者

大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱

2/8 ページ

- (3) 申請期限日までに申請をしなかった者および入札参加を認められなかった者
- (4) 本市が発注した建設工事のうち、入札の実施を予定する年度に別に定める一般競争入札または公募型指名競争入札に係る建設工事を受注した者
- (5) 本市内に支店(営業所含む。)登録をして2年を経過していない者(第4条第1号の数値が別に定める基準において、登録の住所が本市以外の者に係る点数以上のものを除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札に参加させることが適当でないとする者(開札)

第7条 市長は、予定価格の制限の範囲で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、かつ、第10条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

- 2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同値の入札をしたものが2人以上あるときは、くじにより落札候補者および次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。(入札執行の中止)

第8条 入札者の数が3者に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする。(資格確認申請書等の提出)

第9条 市長は、開札後に落札の決定に係る入札参加資格の確認を行うため、速やかに落札候補者に、入札公告に示す事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)および必要書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 落札候補者は、前項の規定により資格確認申請書等の提出を求められたときは、提出を求められた日の翌日から起算して2日(大東市の休日に関する条例(平成3年条例第1号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)以内に持参により提出するものとする。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に資格確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。(入札参加資格要件の審査)

第10条 市長は、前条第2項の規定により資格確認申請書等の提出があったときは、入札公告に示す入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札を決定し、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。この場合において、審査の結果、落札を決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

- 2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する資格確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日(市の休日を除く。)以内に行わなければならない。(落札決定の通知等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札を決定した者および入札参加者に事後審査型制限付一般競争入札落札決定通知書(様式第4号)によりその旨を速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対し事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第5号)によりその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。(特定建設工事共同企業体への適用)

第12条 この要綱の規定は、特定建設工事共同企業体への発注工事についても適用するものとする。(費用負担等)

第13条 資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請をした者の負担とし、これらの書類は返却しないものとする。(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

付 則(平成11年要綱第11号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年要綱第13号)

(施行期日)

大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱

3/8 ページ

- 1 この要綱は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大東市制限付一般競争入札制度に関する要綱第6条第4号の規定は、施行日以後に登録をした者について適用し、同日前に登録をした者については、適用しない。
付 則(平成12年要綱第63号)
この要綱は、平成12年7月10日から施行する。
付 則(平成13年要綱第31号)
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
付 則(平成14年要綱第32号)
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
付 則(平成14年要綱第95号)
この要綱は、平成14年9月1日から施行する。
付 則(平成16年要綱第49号)
この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
付 則(平成19年要綱第23号)抄
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
付 則(平成20年要綱第20号)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
付 則(平成23年要綱第17号)
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
付 則(平成24年要綱第30号)
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
付 則(平成24年要綱第63号)
この要綱は、平成24年7月24日から施行する。
様式第1号(第5条関係)